

令和6年能登半島地震 特例措置等の対応情報特別号

申告・納付期限などの 税務情報



令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被害を受けた方々を対象とした特例措置が実施されています。ここでは、これらの特例措置のうち、主だった税制上の措置や手続きについてご案内します。

石川県・富山県に納税地がある方

石川県および富山県に納税地がある方（法人を含む）は、令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が**自動的に延長**される措置が取られています。令和5年分の消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分の振替日も延長されています。いつまで延長するかについては、今後の状況を配慮して決定される予定です。

県税も、申告や納付等の期限が**一括して延長**されています。ただし現段階では、次の手続きの期限は延長されていません。ご注意ください。

- 自動車税環境性能割の申告納付
- 自動車税種別割(年度途中で月割で納税義務が発生するものに限る)の申告納付
- 狩猟税の申告納付
- 軽自動車税環境性能割の申告納付
- 審査請求に関する手続

住民税や固定資産税などについても、石川・富山両県のすべての市町村に対し、期限の延長や減免措置等の検討が政府より要請されています。各市町村の発信情報をご確認ください。

その他の地域に納税地がある方

石川県・富山県以外に納税地がある方でも、今回の地震により被災され、申告・納付等を行うことができない場合には、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

ただしこの場合は、自動的に延長されるものではありません。延長する場合には**申請が必要**です。所轄税務署長に申請し承認を受けることで、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲で、期限の延長を受けることができます。**この手続きは、期限が経過した後でも行うことができます**ので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

県税についても同様で、石川県・富山県以外に住所を有する方（法人を含む）が、今回の地震等の影響により期限までに申告・納付等ができない場合は、**申請により**期限の延長を受けることができます。減免や納税の猶予の対象となる場合もあります。詳細は、各都道府県のホームページでご確認ください。

住民税・固定資産税に関しても同様です。各市区町村の発信情報をご確認ください。

本誌は、2024年1月24日時点の発表情報に基づき作成しています。
最新情報や確定情報は、省庁や地方自治体のホームページ等でご確認ください。

参考：国税庁「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

総務省「令和6年能登半島地震関連情報」 https://www.soumu.go.jp/r6_noto_jishin/index.html

石川県「災害等による影響に係る県税の申告・納付等の期限の延長について」 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html

富山県「令和6年能登半島地震による県税の申告・納付等の期限の延長について」 <https://www.pref.toyama.jp/1107/kensei/kouhou/houdou/2023/1gatsu/20240110.html>

新潟県「令和6年1月1日発生地震による被害を受けられた皆様へ 県税の取扱いについてのお知らせ」 <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/20240104saigai.html>

福井県「災害等にかかる県税の軽減措置等について」 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/sonota/saigaigenmen2.html>

令和6年能登半島地震 特例措置等の対応情報特別号

雇用調整助成金などの 労務情報



令和6年能登半島地震では大きな被害が出ており、復興までかなりの時間を要することが想定されています。厚生労働省では、被害状況を踏まえ、様々な特例措置を設けています。ここでは2024年1月26日時点の発信情報を加えた、主な労務関連の特例措置をご案内します。

雇用調整助成金の特例

令和6年能登半島地震に伴う**経済上の理由により**休業等又は出向を行う事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が設けられました。

- ① 助成率引き上げ(中小企業は2/3から4/5に)
- ② 支給日数を1年間で100日から300日に延長
- ③ 雇用保険被保険者としての継続雇用期間が6ヶ月未満の労働者も対象に
- ④ 過去に同助成金を受給した事業者であっても、
 - 支給日数制限(3年間で150日まで)適用せず
 - 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても対象に
- ⑤ 休業等規模要件(所定労働日数に対する休業等の延日数の割合)を緩和(中小企業は1/40に)
- ⑥ 残業相殺(所定外労働の時間を、支給対象となる休業等と相殺)を撤廃
- ⑦ 生産指標の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮
- ⑧ 最近3ヶ月の雇用量が前年より増えても対象に
- ⑨ 事業所設置後1年未満の事業主も対象に
- ⑩ 初回の計画届は事後でも提出可能に

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらず、助成金支給の対象となりません。災害に伴う経営環境の悪化は経済上の理由

雇用調整助成金は、あくまでも事業所が休業手当を支給するときに、利用できるものです。

事業を休止・廃止したために、休業して賃金(休業手当を含む)を受けられない従業員がいるときには、実際に離職していなくても、雇用保険の失業等給付を受給できる特例措置もあります。事業継続のために、各種特例措置の活用もご検討ください。

に当たり、これにより事業活動が縮小し休業等を行った場合は助成の対象となり、被災地以外の地域でも活用できるものもあります(①②⑤⑥については、新潟・富山・石川・福井の各県内の事業所が対象です)。

労働保険料の特例

富山県と石川県に所在する事業場の事業主については、2024年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続きや、納付についての期限が延長されます。また、被害を受け、事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業場の事業主は、申請することで労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

社会保険料の特例

社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)については、口座振替を利用している事業所が被災により納付が困難な場合は、口座振替を停止できます。なお、富山県と石川県に所在する事業所については、2024年1月1日以降に到来する社会保険料の納期限が延長されています。

労務関連の災害対応に関する最新情報は、以下の厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

厚生労働省「石川県能登地方を震源とする地震について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00442.html

令和6年能登半島地震 特例措置等の対応情報特別号(2)

損失を前倒し控除できる 特別措置の追加



令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被害を受けた方々を対象に、税制上の特別措置が実施されています。2月2日には、災害による損失を令和5年分に前倒しして控除等ができる措置が閣議決定されました。

所得税は令和5年分で控除できます

発災日が1月1日と令和5年分の所得税の課税期間の直後であること等から、臨時・異例の対応として、今回の災害による損失を令和5年分所得税・令和6年度分個人住民税で対応できる特別措置が設けられました。

■ 所得税の特別措置

雑損控除の特例

今回の災害による住宅・家財等の資産の損失額は、**令和5年分**として、雑損控除が適用できます。

災害減免法の特例

被害が甚大なときは、上記の雑損控除との選択により、**令和5年分の所得税**について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができます。

被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今回の災害による事業用資産等の損失額は、**令和5年分の事業所得等**の計算にて、必要経費に算入できます。

■ 個人住民税の特別措置

雑損控除の特例

今回の災害による住宅・家財等の資産の損失額は、**令和6年度分の個人住民税**にて、雑損控除が適用できます。

■ 特別措置の適用にあたり、必要となる書類

- 被害を受けた資産、取得時期、取得価額が分かるもの
- 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などが分かるもの
- 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
- 市区町村から交付された「り災証明書」
- 令和5年分の所得金額や所得控除額が分かる書類

■ 令和5年分の申告がお済みの方

すでに令和5年分の所得税の確定申告がお済みの方も、申告期限内であれば追加の手続きなく改めて申告書を提出することができます。

また、申告期限の後でも、更正の請求により、今回の特別措置を適用することができます。その場合は、上記書類に加え、令和5年分の確定申告書の控え（e-Tax メッセージボックスの受信通知からダウンロードしたPDF ファイル等）をご用意ください。

■ 令和5年分の申告がお済みでない方

石川県・富山県に納税地がある方（法人を含む）は自動的に、それ以外の地域の方は申請により、申告等の期限が延長される措置も実施されています。復旧等を優先していただき、状況が落ち着かれましたらご相談ください。

本誌は、2024年2月5日時点の発表情報に基づき作成しています。
最新情報や確定情報は、省庁や地方自治体のホームページ等でご確認ください。

参考：国税庁「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>
国税庁「令和6年能登半島地震により被害を受けた方へ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/pdf/0024001-056.pdf>
財務省「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20240202shinsai.pdf
石川県「令和6年（2024年）能登半島地震に関する情報」 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>
富山県「令和6年能登半島地震による被災者支援パッケージ」 https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/noto_jishin_shien.html